

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例

(平成18年10月17日 北海道条例第78号)

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件（第3条—第9条）

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園及び同条第3項の認定を受けた連携施設をいう。
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所又は保育機能施設である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、次条から第9条までに定める基準に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設が次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条から第8条までに定める基準に適合すること。

(職員の配置の基準)

第4条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この章において同じ。）には、次に掲げる基準の教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。）に従事する職員を置かなければならない。

(1) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上

(4) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上

2 前項に定めるもののほか、認定こども園には、常時2人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。

3 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（同条第4項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

4 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。

5 認定こども園には、子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない。

(職員の資格の基準)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、保育士であって、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければなら

ない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって規則で定める基準を満たすものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる。この場合において、当該認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保育士でなければならない。
- 4 前条第3項の規定により置かなければならない学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者としてすることが困難であるときは、保育士であって規則で定める基準を満たすものを学級担任としてすることができる。この場合において、当該認定こども園の学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有するものでなければならない。

(1) 幼稚園の園長の資格を有する者

(2) 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者

- 6 子育て支援事業に従事する職員は、子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(施設設備の基準)

第6条 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積の基準を満たすものでなければならない。ただし、規則で定める施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第4項本文及び第10項）の規定による基準を満たすときは、この限りでない。

1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積と320平方メートルとの合計の面積

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、規則で定める施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、

遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が第2項本文の規定による基準を満たすときは、この限りでない。

- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、規則で定める施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、規則で定める施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第2号の基準を満たすときは第1号の基準を、それぞれ満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ同表の当該右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

2学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積と330平方メートルとの合計の面積
3学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積と400平方メートルとの合計の面積

- 6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(1) 子どもが安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

- 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、第3項の規定による調理室の設置に代えることができる。

- 8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項に規定するもののほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

- 10 前項の乳児室又はほふく室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 乳児室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。

(2) ほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(職員の配置等の基準に関し必要な事項)

第6条の2 前3条に定めるもののほか、これらの規定による基準の特例その他の認定こども園の職員の配置及び資格並びに施設設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育及び保育の内容に関する基準)

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、規則で定める事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成しなければならない。

3 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(管理運営の基準等)

第8条 認定こども園は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

(1) 耐震、防災（自然災害に係る対策を含む。）、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制

(2) 事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができる体制

2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

3 認定こども園は、子どもの通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

4 認定こども園は、子どもに事故が発生した場合においては、速やかにその保護者等への連絡、記録の整備その他の必要な措置を講じるとともに、当該事故が子どもの死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しなければならない。

5 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

6 認定こども園は、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、及び障害のある子ども等の受入に適切に配慮しなければならない。

7 認定こども園は、教育及び保育の質の向上に係る自己評価又は外部評価並びにその結果の公表等を行わなければならない。

8 認定こども園は、職員の資質の向上を図るための研修の計画を作成し、及び研修を実施しなければならない。

(地方裁量型認定こども園の特例)

第9条 地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする保育機能施設については、規則で定める定員数を満たすものでなければならない。

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

(設備運営基準の目的)

第10条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第11条 知事は、北海道こども施策審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(学級の編制の基準)

第12条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の配置の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる基準の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員を置かなければならない。

(1) 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上

(4) 満4歳以上の園児おおむね25人につき1人以上

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の園長が専任でない場合は、原則として、同項の規定により置かなければならないこととされる職員の数に1を加えた数の職員を置かなければならない。

3 前2項の規定により置かなければならない職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、同項の登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、教育及び保育に直接従事する職員とする。

4 前3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園には、常時2人以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

5 幼保連携型認定こども園においては、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を少なくとも1人置かなければならない。

6 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、規則で定める幼保連携型認定こども園においては、調理員を置かないことができる。

7 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部に他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねさせることができる。

8 前項の規定は、保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員を兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

9 幼保連携型認定こども園には、子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない。

- 10 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第14条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 前項の園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。
- 3 第1項の園舎は、2階建て以下とする。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、3階建て以上とすることができる。
- 4 第1項の園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積と320平方メートルとの合計の面積

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、第6項及び第7項に定める基準により必要とされる面積

- 5 第1項の園舎には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 職員室

(2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては、乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備

(9) 手洗用設備及び足洗用設備

- 6 前項第2号に掲げる乳児室又はほふく室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 乳児室の面積は、満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(2) ほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- 7 第5項第3号に掲げる保育室又は同項第4号に掲げる遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。

- 8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、他の学校、社会福祉施設等の設備を当該幼保連携型認定こども園の設備の一部に兼ねさせることができる。

- 9 前項の規定は、第5項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる設備については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備を兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

- 10 幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第8項の規定に

より当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、第5項(第6号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定による調理室の設置に代えることができる。

- 1 1 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第5項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 1 2 第1項の園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

2学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積と330平方メートルとの合計の面積
3学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積と400平方メートルとの合計の面積

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

- 1 3 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 1 4 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の幼保連携型認定こども園の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

- 第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないこと。
 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

- 2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

- 第16条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科につ

いては、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第17条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(管理運営の基準等)

第18条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

(1) 耐震、防災（自然災害に係る対策を含む。）、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制

(2) 事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができる体制

2 幼保連携型認定こども園は、園児に事故が発生した場合においては、速やかにその保護者等への連絡、記録の整備その他の必要な措置を講じるとともに、当該事故が園児の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、及び障害のある子ども等の受入に適切に配慮しなければならない。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第19条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条（第2項を除く。）、第45条第1項（第9号に係る部分に限る。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

2 令和2年4月1日から令和9年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第13条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

